

第108回北海道国土利用計画審議会 議事録

- 開催日時 令和5年8月17日(金) 9:30~10:20
- 開催会場 WEB会議(道庁別館 4階 第3研修室)
(一部委員及び北海道(事務局)会場参加)
- 議題 1 北海道土地利用基本計画(計画図)の変更について
2 その他

○ 出席者

【委員側】 ※五十音順(会長を除く)

札幌市立大学教授	会長	椎野	亜紀夫	(会場)
北海道教育大学准教授	委員	大賀	京子	(WEB)
北海道大学大学院農学研究院准教授	委員	笠井	美青	(WEB)
札幌市立大学准教授	委員	片山	めぐみ	(会場)
北海道農業会議代表理事長	委員	菊入	等	(WEB)
日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会	委員	北方	享一	(WEB)
旭川弁護士会	委員	小門	史子	(WEB)
北海道不動産鑑定士協会副会長	委員	齋藤	武也	(WEB)
北海道町村会理事(利尻富士町長)	委員	田村	祥三	(WEB)
北海道林業協会理事	委員	幌村	司	(WEB)
北海道市長会理事(滝川市長)	委員	前田	康吉	(WEB)

【道】

総合政策部計画局長	笠井	敦史
総合政策部計画局土地水対策課長	齋藤	幹夫
総合政策部計画局土地水対策課課長補佐	福井	伸雅
総合政策部計画局土地水対策課調整係主査	菊地	弘和
総合政策部計画局土地水対策課調整係専門主任	徳山	知美

(関係課：北海道土地・水対策連絡調整会議関係)

環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係長	川村	美穂
農政部農業経営局農地調整課主幹	滝ヶ平	重三
水産林務部林務局森林計画課計画推進係長	西海	一也
水産林務部林務局森林計画課専門主任	伊藤	壮伸
水産林務部林務局森林計画課技師	西尾	太希
建設部建設政策局維持管理防災課河川管理係主査	齊藤	千晴
建設部土木局河川砂防課河川計画係主査(河川企画)	石坂	一樹
建設部まちづくり局都市計画課区域計画係長	安栗	大樹
建設部まちづくり局都市計画課技師	中上	亮

1 開会

□ 事務局（齋藤課長）

定刻となりましたので、ただ今から第108回北海道国土利用計画審議会を開催します。御多忙の中、本日の審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は進行を務めさせていただきます。北海道総合政策部計画局土地水対策課長の齋藤でございます。それでは開会にあたりまして、総合政策部計画局長の笠井より御挨拶申し上げます。

2 挨拶

□ 事務局（笠井計画局長）

総合政策部計画局長の笠井でございます。令和5年6月1日付けで計画局長となりました。本日はよろしく申し上げます。また、本日は御多忙のところ、台風の接近など天候がよろしくない中、皆様に御出席をいただいていた開催に、深く感謝申し上げます。

本日の審議会でございますがWEB開催とさせていただきます。5月から新型コロナウイルス感染症が5類に移行したところではございますが遠方にお住まいの委員も多いことや、道では積極的にWEBを活用していることから、2月の開催に引き続き、本審議会をWEBでの開催とさせていただきます。

本日は、先日、諮問させていただいた「七飯森林地域の縮小」など土地利用基本計画の計画図の変更案件計10件につきまして、御審議いただくこととしております。道としては、委員の皆様からの貴重な御意見を踏まえ土地利用基本計画の計画図の変更手続を進めてまいりますので、限られた時間ではありますが、御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

3 会議成立

□ 事務局（齋藤課長）

本日の審議会は、お手元に配付しております出席者名簿のとおり、委員14名のうち、11名の委員に御出席をいただいております。北海道国土利用計画審議会条例第6条第2項に規定します定足数2分の1以上を満たしておりますので、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

また、本審議会につきましては、公開での開催とし、会議の議事録につきましても、発言者をお名前入りで公開させていただきますので、あらかじめ御了承願います。それでは、早速、議事に入ります。議事の進行につきましては、椎野会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

4 進行役交替

□ 椎野会長

はい。皆さん、おはようございます。会長を務めさせていただきます椎野です。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。それではこれより議事を進行させていただきます。

5 諮問

□ 椎野会長

最初に、議題（1）「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について」でございます。

本件は、8月8日付けで知事から諮問のあったものでございますが、事務局から説明をお願いしたいと思います。

それで、皆様のお手元にある「資料1土地利用基本計画について」、それからお手元の「資料2土地利用基本計画変更案件説明書」以上の2点について事務局から説明させていただきます。確認ですが、資料2については整理番号1から10まで御説明いただいた後に委員の皆様から意見を頂戴するというところでよろしいでしょうか。

□ 事務局

はい、お願いします。

□ 椎野会長

それではそのように進行してまいりたいと思いますのでよろしくをお願いします。事務局から説明をお願いします。

6 議題（１）

土地利用基本計画（計画図）の変更

□ 事務局（福井補佐）

はい。それでは、諮問させていただいております、「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更案」について、御説明いたします。

資料については、画面に映し出しておりますが、お手元にも資料を御用意しておりますので、見やすい方で御覧ください。

まずは議題に入ります前に、土地利用基本計画について、前回２月の時にも御説明をしていますが、改めて簡単に概要を御説明させていただきます。

資料１表紙の次の１頁目、「北海道国土利用計画審議会の概要」を御覧ください。こちらは、本審議会の内容を１枚にまとめたものとなります。２頁目は「国土利用計画法の概要」です。

国土利用計画法は、略して「国土法」と言っていますが、その目的は、国土利用計画の策定、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置、その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることとなっています。

このうち、当審議会の所管は、国土利用計画、土地利用基本計画に関する事項であり、資料の左半分となります。

本日の議題に関係する土地利用基本計画については、都道府県が作成し、土地利用に関する諸計画を総合的に調整するとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準として機能しています。

土地利用基本計画では、都市、農業、森林、自然公園、自然保全の五つの地域を定めており、これらを通称「五地域」と呼んでいます。

計画書には、五地域ごとの具体的内容を含め、土地利用の基本や原則などが書かれており、土地利用基本計画と一体の計画図において、五地域を５万分の１の地図で表示しています。

五地域の区分を変更すべき事由が生じた場合については、国土交通大臣、関係市町村長や当審議会の意見を聴いた上で、変更することになっています。

次に、五地域と記述のあるところから個別規制法に向かって「→（矢印）」が出ています。

矢印の下に「即する」とあるのは、矛盾なく一体性を保つという意味であり、五地域と個別規制法で定められている地域・区域とが一対一で対応するよう法で定められています。個別規制法には都市計画法や略して農振法と呼んでいる農業振興地域の整備に関する法律、さらには森林法、自然公園法、自然環境保全法といったものがあります。

個別規制法の指定地域に変更が生じた際には、これに対応して、あらかじめ土地利用基本計画図において五地域区分の変更を行うこととして、必要な調整を図っています。

３頁目は、「五地域区分の定義等」です。五地域それぞれの国土法上の定義、関係する個別規制法について一覧表にまとめています。

細区分については、五地域の各地域内に本来区別はありませんが、個別規制法においては、地域・区域内に規制の濃淡があるため、便宜上、「細区分」という形で個別規制法とリンクさせています。

４頁目は、「重複地域における土地利用の調整指導方針」です。五地域が重複する場合における土地利用の方針について図表にしたもので、重ったところを見ていただくと、その際の方針が分かるようになっています。

５頁目は、「審議のポイント」です。今回のような土地利用基本計画の変更案件について、委員の皆様にご審議をしていただく際のポイントを整理したものです。

まず、ポイントの１ですが、これは、国土利用計画や土地利用基本計画に掲げられている「道土

利用の基本方向」や「土地利用の基本方向」、「土地利用の原則」などと整合性が図られているかどうかということです。

ポイントの2ですが、これは、変更後の重複の設定も含めまして、土地利用基本計画に掲げられている「土地利用の原則」等に照らし、五地域の設定あるいは変更が妥当かどうかということです。

ポイントの3ですが、これは、五地域が重複している場合において、土地利用基本計画の土地利用の優先順位、調整指導方針などを勘案した変更となっているかどうかということです。

最後に、ポイントの4ですが、これは、土地利用基本計画の五地域区分を変更したときに、変更区域と隣接する五地域の区域に悪い影響があるかどうかということです。

五地域への影響について検討・協議する際には、これらのポイントを参考に、総合的な見地からの御審議をお願いいたします。

それでは、資料2の「土地利用基本計画図変更内容説明書」を御覧ください。

資料2の表紙の次、1ページから3ページですが、変更地域の概要一覧となっています。本日御審議いただくのは、森林地域の拡大7件、縮小3件の計10件となっています。

それでは、個別の案件について順次、御説明させていただきます。4ページを御覧ください。

整理番号1「七飯森林地域の縮小」について、案件の概要を御説明いたします。

本案件は、七飯町字上藤城（かみふじしろ）地区の林地であった場所を太陽光発電施設用地に転用するため、一般事業会社が森林法に基づく開発行為の許可を受け、令和2年から3年にかけて林地開発を行い、既に施設は稼働し、森林として利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。変更面積は、6haです。

地域区分は、現在、森林地域と農業地域が重複し、細区分は、森林地域、農業地域ともにその他となっていますが、変更後は森林地域が除外され、農業地域のみとなります。

治水上の措置の必要性については、北海道が管理する藤城川が関連しますが、開発後のピーク流量が1%以上増加するため、洪水調整池（調整池兼沈砂池）を設置し、開発前のピーク流量まで調整して河川に放流することで、河川管理者と協議済みであることを確認しています。また、汚水処理については、事業区域内に設置している調整池兼沈砂池及び土砂流出防止柵で土砂を貯留するとともに、下流側に幅50mの残置森林を配置しています。

個別法に係る審議会の状況は、令和4年12月19日に北海道森林審議会が開催され、問題ない旨を確認しています。5ページは、周辺市町村から見て今回の変更地域がどこにあるかを示す「位置図」で、黄色に着色した箇所が変更区域の位置になります。

なお、黄色は五地域区分の縮小を意味しており、拡大の際は赤紫色を使用しています。

6ページは、指定されている地域及び区域をすべて表示した「土地利用基本計画図」です。黄色部分が今回の変更区域となります。色の意味は先程と同じです。

7ページ右上は、付近一帯の衛星写真です。黄色い線で囲われた地域の内側が、今回の変更地域になります。線の色の意味は先程と同じです。また、①②と数字が記載されていますが、この後、御説明する現地写真の番号とリンクしており、数字のところから出ている矢印は、現地写真を撮った方向を示しています。その下の写真「1」と次の頁（8頁）の写真「2」は、昨年12月に撮影した現地写真です。9ページは「工事完成時写真」、10ページは「工事着工前写真」であり、森林を伐採し、太陽光発電施設が設置されている状況がお分かりいただけるかと思います。本案件は、太陽光発電施設の設置に際し、森林法など関係法令に基づき、適切に措置されています。

また、この変更により、地域区分は農業地域のその他のみとなりますが、施設の設置が認められており、周囲の状況から他地域への悪影響も想定されないことから、本案件は適当であると考えます。「七飯森林地域の縮小」については以上です。

11ページを御覧ください。整理番号2「厚真森林地域の縮小」についてです。

本案件は、厚真町字幌内地区の森林地域に指定されている土地について、厚幌ダム用地に転用するため、北海道が平成7年から平成31年にかけて林地開発を行い、既に施設は稼働し、森林ではないことから、森林地域を縮小するものです。変更面積は、29haです。

地域区分は、現在、森林地域と農業地域が重複し、細区分は、森林地域、農業地域ともにほぼその他となっていますが、農業地域の一部約1haが農用地区域となっています。変更後は森林地域が除外され、農業地域のみとなります。農用地区域については別途除外手続が進められることになっています。

治水上の措置の必要性については、北海道が管理する厚真川への対策として貯水池により流量を調整することで、河川管理者と協議済みであることを確認しています。

個別法に係る審議会の状況は、令和4年12月19日に北海道森林審議会が開催され、問題ない旨を確認しています。

12頁目は、「位置図」になります。13頁目は、「土地利用基本計画図」です。14頁目右上は、付近一帯の衛星写真です。その下の写真「1～3」と、次頁（15頁）の写真「4～7」は、昨年12月に撮影した現地写真となります。

これらの写真により、厚幌ダムの整備状況がお分かりいただけるかと思えます。ダム用地整備に際し、森林法など関係法令に基づき、適切に措置されています。

また、この変更により、地域区分は最終的に農業地域のその他のみとなり、周囲の状況から、他地域への悪影響は想定されないことから、本案件は適当であると考えます。「厚真森林地域の縮小」については以上です。

16頁目を御覧ください。整理番号3「栗山森林地域の拡大」についてです。

本案件は、栗山町字滝下地区においてゴルフ場開発計画の廃止で放置状態となり、山林化している現況に合わせて、森林地域を拡大するものです。変更面積は、29haです。

地域区分は、農業地域となっていますが、変更後は森林地域の重複となります。また、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となります。

個別法に係る審議会の状況は、令和4年12月19日に北海道森林審議会が開催され、問題ない旨を確認しています。

17頁目は、「位置図」になります。18頁目は、「土地利用基本計画図」です。19頁目右上は、付近一帯の衛星写真です。その下の写真「1～3」は、昨年10月に撮影した現地写真となります。

これらの写真により、現況が森林であることがお分かりいただけるかと思えます。土地利用基本計画では、森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域としています。変更後は農業地域と重複しますが、重複が認められていること、既存の森林地域に隣接し、他地域への悪影響も想定されないことから本案件は適当と考えます。「栗山森林地域の拡大」については以上です。

20頁目を御覧ください。整理番号4「中頓別森林地域の拡大」についてです。

本案件は、天然の広葉樹シラカンバにより山林化している現況に合わせて、森林地域を拡大するものです。変更面積は、19haです。

地域区分は、農業地域となっていますが、変更後は森林地域との重複となります。また、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となります。

個別法に係る審議会の状況は、令和4年12月19日に北海道森林審議会が開催され、問題ない旨を確認しています。

21頁目は「位置図」です。22頁目は「土地利用基本計画図」です。23頁目右上は、付近一帯の衛星写真です。その下の写真「1～3」は、昨年11月に撮影した現地写真となります。これらの写真により、現況が森林であることがお分かりいただけるかと思えます。土地利用基本計画における森林地域の定義と齟齬がないこと、変更後は農業地域と重複しますが、重複が認められていること、既存の森林地域に隣接し、他地域への悪影響も想定されないことから本案件は適当と考えます。「中頓別森林地域の拡大」については以上です。

24頁目を御覧ください。整理番号5「北見森林地域の拡大」についてです。

本案件は、北見市常川（つねかわ）地区の農業地域に指定されている土地について、土地を所有する個人が事業主体となって植林（ミズナラ）を行い、森林地域を拡大するものです。変更面積は、6haです。

令和4年に森林環境保全整備事業という国庫補助事業を活用して植林を行っています。地域区分は、農業地域となっていますが、変更後は森林地域との重複となります。また、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となります。

河川については、北海道開発局が管理する常呂（ところ）川、北海道が管理する別着の沢川、北見市が管理する三原川が関連しますが、植林による森林地域への編入であり、土地の形状変更等は伴わないため、河川への影響はありません。

個別法に係る審議会の状況は、令和4年12月19日に北海道森林審議会が開催され、問題ない旨を確認しています。

25頁目は「位置図」です。26頁目は「土地利用基本計画図」です。27頁目右上は、付近一帯の衛星写真です。その下の写真「1、2」と、次頁（28頁）の写真「3、4」は、昨年12月に撮影した現地写真となります。これらの写真により、植林を実施した後の現況がお分かりいただけるかと思えます。土地利用基本計画における森林地域の定義と齟齬がないこと、変更後は農業地域と重複しますが、重複が認められていること、既存の森林地域に隣接し、他地域への悪影響も想定されないことから本案件は適当と考えます。「北見森林地域の拡大」については以上です。

29頁目を御覧ください。整理番号6「遠軽森林地域の拡大」についてです。

本案件は、遠軽町栄野（さかえの）地区の農業地域に指定されている土地について、土地を所有する個人が事業主体となって植林（カラマツ）を行い、森林地域を拡大するものです。変更面積は、7haです。

令和3年に森林環境保全整備事業を活用して植林を行っています。地域区分は、農業地域となっておりますが、変更後は森林地域との重複となります。また、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となります。

河川については、北海道開発局が管理する湧別川が関連しますが、植林による森林地域への編入であり、土地の形状変更等は伴わないため、河川への影響はありません。

個別法に係る審議会の状況は、令和4年12月19日に北海道森林審議会が開催され、問題ない旨を確認しています。30頁目は「位置図」です。31頁目は「土地利用基本計画図」です。32頁目右上は、付近一帯の衛星写真です。その下の写真「1、2」と、次頁（33頁）の写真「3、4」は昨年12月に撮影した現地写真となります。これらの写真により、植林を実施した後の現況がお分かりいただけるかと思えます。土地利用基本計画における森林地域の定義と齟齬がないこと、変更後は農業地域と重複しますが、重複が認められていること、既存の森林地域に隣接し、他地域への悪影響も想定されないことから本案件は適当と考えます。「遠軽森林地域の拡大」については以上です。

34頁目を御覧ください。整理番号7「湧別森林地域の拡大」についてです。本案件は、湧別町札富美（さつふみ）地区の農業地域に指定されている土地について、土地を所有する個人が事業主体となって植林（カラマツ）を行い、森林地域を拡大するものです。

変更面積は、16haです。令和3年に森林環境保全整備事業を活用して植林を行っています。

地域区分は、農業地域となっておりますが、変更後は森林地域との重複となります。また、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となります。

河川については、北海道開発局が管理する湧別川が関連しますが、植林による森林地域への編入であり、土地の形状変更等は伴わないため、河川への影響はありません。

個別法に係る審議会の状況は、令和4年12月19日に北海道森林審議会が開催され、問題ない旨を確認しています。

35頁目は「位置図」です。36頁目は「土地利用基本計画図」です。37頁目右上は、付近一帯の衛星写真です。その下の写真「1～3」は、昨年12月に撮影した現地写真となります。これらの写真により、植林を実施した後の現況がお分かりいただけるかと思えます。土地利用基本計画における森林地域の定義と齟齬がないこと、変更後は農業地域と重複しますが、重複が認められていること、既存の森林地域に隣接し、他地域への悪影響も想定されないことから本案件は適当と考えます。「湧別森林地域の拡大」については以上です。

38頁目を御覧ください。整理番号8「鶴居森林地域の拡大」についてです。

本案件は、鶴居村上幌呂（かみほろろ）地区の農業地域に指定されている土地について、鶴居村が事業主体となって植林を行い、森林地域を拡大するものです。

変更面積は、11haです。令和4年から6年にかけて森林環境保全整備事業を活用して植林を行うもので、現在進行中の事業となっております。

地域区分は、農業地域となっておりますが、変更後は森林地域との重複となります。また、細区分は農業地域、森林地域ともにその他となります。

河川については、北海道開発局が管理する茂雪裡（もせつり）川が関連しますが、植林による森林地域への編入であり、土地の形状変更等は伴わないため、河川への影響はありません。

個別法に係る審議会の状況は、令和4年12月19日に北海道森林審議会が開催され、問題ない旨を確認しています。

39頁目は「位置図」です。40頁目は「土地利用基本計画図」です。右上は、付近一帯の衛星写真です。その下の写真「1、2」と、次頁（42頁）の写真「3、4」は、昨年11月に撮影した現地写真となります。これらの写真により、植林を実施した後の現況がお分かりいただけるかと思えます。土地利用基本計画における森林地域の定義と齟齬がないこと、変更後は農業地域と重複しますが、重複が認められていること、既存の森林地域に隣接し、他地域への悪影響も想定されないことから本案件は適当と考えます。「鶴居森林地域の拡大」については以上です。

43頁目を御覧ください。整理番号9「幕別森林地域の縮小」についてです。

本案件は、幕別町字大豊（おおよ）地区の林地であった場所を廃棄物処理施設及び安定型最終処分場の用地に転用するため、一般事業会社が森林法に基づく開発行為の許可を受け、平成28年から令和3年にかけて林地開発を行い、既に施設は稼働し、森林として利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。

変更面積は、8haです。治水上の措置の必要性については、幕別町が管理する平和小沢川が関連しますが、雨水排水は開発前後でピーク流量の増加率が1%未満であり、調整池を設置せずとも支障がない旨、河川管理者（町）と協議済みであることを確認しています。

地域区分は、現在、森林地域と農業地域が重複し細区分は、森林地域、農業地域ともにその他ですが、変更後は森林地域が除外され、農業地域のみとなります。

個別法に係る審議会の状況は、令和4年12月19日に北海道森林審議会が開催され、問題ない旨を確認しています。

44頁目は「位置図」です。45頁目は「土地利用基本計画図」です。46頁目右上は、付近一帯の衛星写真です。その下の写真「1、2」と、次頁（47頁）の写真「3～6」は、昨年4月に撮影した現地写真となります。

また、48、49頁は「伐採着手前」の写真であり、森林を伐採し、廃棄物処理施設が設置されている状況がお分かりいただけるかと思えます。廃棄物処理施設の整備に際し、立木の伐採は森林法など関係法令に基づき、適切に措置されています。

変更後の地域区分は農業地域のその他のみとなりますが、施設の設置が認められており、周囲の状況から他地域への悪影響も想定されないことから、本案件は適当と考えます。「幕別森林地域の縮小」については以上です。

50頁目を御覧ください。整理番号10「足寄森林地域の拡大」についてです。

本案件は、足寄町螺湾（らわん）地区の農業地域に指定されている土地について、地元森林組合が事業主体となって植林（カラマツ）を行い、森林地域を拡大するものです。

変更面積は、11haです。令和4年に森林環境保全整備事業を活用して植林を行っています。

地域区分は、農業地域となっていますが、変更後は森林地域との重複となります。また、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となります。

河川については、足寄町が管理するペンケトメルペシュペ川が関連しますが、植林による森林地域への編入であり、土地の形状変更等は伴わないため、河川への影響はありません。

個別法に係る審議会の状況は、令和4年12月19日に北海道森林審議会が開催され、問題ない旨を確認しています。

51頁目は「位置図」です。52頁目は「土地利用基本計画図」です。53頁目右上は、付近一帯の衛星写真です。その下の写真「1」と、次頁（54頁）の写真「2～4」は、昨年10月に撮影した現地写真となります。これらの写真により、植林を実施した後の現況がお分かりいただけるかと思えます。土地利用基本計画における森林地域の定義と齟齬がないこと、変更後は農業地域と重複しますが、重複が認められていること、既存の森林地域に隣接し、他地域への悪影響も想定されないことから本案件は適当と考えます。

本日の議題に係る案件の説明は以上となります。

【質疑応答】

□ 椎野会長

御説明ありがとうございました。それでは、ただ今説明のありました内容につきまして皆様に御審議いただきたいと思います。御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

それで案件が10件ございますので、発言をされる際はどの番号かお知らせいただきたいと思います。

お手元の資料2の1頁から3頁目に記載がある10件について審議してまいります。

もう一度審議のポイントについておさらいしますと、お手元の資料では資料1の5頁目になります。審議のポイントは4点ございます。事務局の方から土地利用と五地域との整合性は適当と提案されましたけれども、こちらについて御審議いただきたいと思います。道土の適正かつ合理的利用のための総合的な見地から御審議いただきたい。

ポイントは4つ、1点目「国土利用計画（北海道計画）や北海道土地利用基本計画との整合性がとれているか」、2点目「重複地域も含め地域変更後の五地域区分の設定が適切か」、さきほど案件の資料の中で例えば農業地域と森林地域の両方が出ている事例があったかと思います。土地利用の重複の利用については、先ほどお示しした指定の一覧表の中で取り上げられているものは適当と判断いただいております。そのため、農業地域と森林地域両方が指定されているという地域もございます。それを変更して除外する、現状で農業地域のみにするとか、あるいは現状で森林地域を追加して二つ指定をかけるというものもございます。いずれにしても同じ土地に一つ、あるいは分けるといった案件だったと思います。

次に「重複地域における地域変更は、土地利用基本計画の土地利用の優先順位等に即しているか」の確認をお願いしたいというのが3点目、4点目としましては「特定の地域における地域変更が、他地域に影響を与えていないか」について御審議をお願いしたいと思います。

国土利用計画審議会では以上申し上げた4点について審議をお願いしたいですが、その他案件に関連して何か御意見・御質問があればお受けしたいと思います。

それでは御意見・御質問について頂戴したいと思います。案件が多いので多少お時間がかかるかと思っております。何か説明に関して、御不明な点でも結構です。お願いいたします。

□ 幌村委員

幌村ですが、9番の産業廃棄物処理施設のことですが、五地域内部に関わることなのでしょうけれども、これは地域の中で問題が起きたことはないでしょうか。

□ 椎野会長

御質問ありがとうございます。事務局から説明をお願いします。

□ 事務局

森林計画課の方で何か聞いていますか。

□ 森林計画課

特に問題が起きているという話は聞いておりません。

□ 幌村委員

そうなんですか、それならいいですけども。これは10件の中でも産業廃棄物処理施設ということでしたので気になりました。それだけです。

□ 椎野会長

はい、ありがとうございます。その他に何かございせんか。

□ 椎野会長

私から一つ確認させていただいてもよろしいでしょうか。北見市の案件5番です。これは森林環境保全整備事業による植林を実施し、今後森林として維持管理を行うというような状況で、今回変更ということで御審議いただいておりますが、現状では森林ではない所にこれから植林して維持管

理するという見込みの状況かと思いますが、この段階でも森林指定しても問題ないという御判断でよろしいのか確認させていただきたい。いかがでしょうか。

□ 事務局

はい、現状かまわないといえますか、個別法でいう地域森林計画による対象民有林の指定と、五地域区分の手続きは基本平行して行っていくことになっています。今回はたまたま森林法による手続きが若干先行しているんですけれども、それに伴って五地域の変更を行っていくもので問題ないものであります。

□ 椎野会長

森林法上ではすでに森林として認められているものをこの土地利用計画で整合性を取るとしたら、土地利用基本計画の変更を追加で指定するということが適当ということでしょうか。わかりました。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。御意見・御質問等ございませんか。それでは10件の案件をお示しましたが、御異議もないようでしたので、諮問を受けました「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更」については適当と認め、その旨答申してよろしいでしょうか。

（発言なし）

□ 椎野会長

はい、それでは特段異議がないようですので、皆さんの御賛同をいただいたものとしします。それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更」につきましては、「適当である旨」答申をすることに決定いたします。御審議いただきありがとうございます。

なお、答申の文案と知事への提出につきましては、会長の私に一任いただくということで、よろしいでしょうか。

（発言なし）

□ 椎野会長

はい、特段異議がないと解しました。御異議もないようですので、そのように執り進めさせていただきます。ありがとうございます。

7 議題（2）

その他

□ 椎野会長

本日の議題は以上ですが、次第の方には「その他」として記載があります。事務局から何かあれば、説明をお願いしたいと思います。

□ 事務局（福井補佐）

皆様のお手元に参考資料として配付しております「第六次全国土地利用計画（全国計画）」について、情報提供を含め簡単に御説明させていただきます。

国では、7月28日に第六次となる国土利用計画の全国計画が閣議決定され、8年振りに変更されました。

参考資料として、第六次の全国計画とその概要をお手元に配付させていただきました。後ほど御覧いただければと思います。

資料1のところでも御説明しましたとおり、国土利用計画については、全国計画、都道府県計画、市町村計画がございまして、それぞれのレベルにおける土地利用の将来像を示す長期的な構想なのですが、市町村計画は都道府県計画を、都道府県計画は全国計画を基本とし、また、都道府県で策定する土地利用基本計画も国土利用計画（全国計画）を基本とすることとされていることから、今

次の全国計画の変更を踏まえまして、今後の北海道計画、土地利用基本計画について、検討を進めてまいりたいと考えております。

検討の状況など詳細につきましては、改めて本審議会の場で御報告をさせていただきたいと考えております。説明は以上です。

【質疑応答】

□ 椎野会長

はい、ありがとうございました。ただ今の事務局の説明につきまして、何か御意見・御質問等がございますでしょうか。

それでは特段ないようですので進めさせていただきます。最後に全体を通して委員の皆様から何かございますか。

議題は以上になりますが、全体を通して皆様から何かありますでしょうか。

(発言なし)

□ 椎野会長

はい、それでは特段ないようですので、その他、事務局から何かありますでしょうか。

□ 事務局（齋藤課長）

次回開催についてでございますが、後期案件を御審議いただくため、例年であれば1月もしくは2月に予定しております。後日、改めまして日程の御確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

□ 椎野会長

それでは、これもちまして本日の審議を終了させていただきます。御多忙のところ御審議いただきありがとうございました。それでは、事務局に進行をお返しします。

8 閉会

□ 事務局（齋藤課長）

椎野会長、ありがとうございました。それでは、閉会にあたり、局長より御挨拶を申し上げます。

□ 事務局（笠井計画局長）

本日は、御審議等いただきまして、ありがとうございました。土地利用基本計画の計画図の変更案については、本日、適当である旨決定いただいたことに、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございました。

北海道としましては、後日、本審議会の答申をいただいた後、計画図の変更を決定、公表してまいりたいと考えております。委員の皆様には、今後とも当審議会の運営に御尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

□ 事務局（齋藤課長）

以上で、本日の審議会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。

以上